

## 議案第 3 1 号

山陽小野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 2 0 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 8 号を第 1 0 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(9) 職員の退職管理の状況

第 3 条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 6 号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号を同条第 6 号とし、同条第 4 号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 職員の休業に関する状況

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第31号 参考資料

山陽小野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 職員の休業に関する状況</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7) 職員の研修及び人事評価の状況</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9) 職員の退職管理の状況</u></p> <p><u>(10)</u> (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>